

報告第1号

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、標記条例を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

令和3年5月17日

東京都台東区長 服 部 征 夫



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例
（別 紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が、令和3年3月31日に公布され、軽自動車税環境性能割に係る税率区分及び特例措置の適用期間について改正がなされたことに伴い、所要の規定の整備を図るため、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する必要が生じた。

本件の改正する条例については、令和3年4月1日以後の軽自動車税環境性能割に適用するため早急に措置する必要があるため、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

台東区条例第12号

東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都台東区特別区税条例（昭和39年12月台東区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第37条の5第1号及び第2号中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

付則第5条の3中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第5条の3の2第2項中「同条第2項」を「同条第2項又は第3項」に、「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東京都台東区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。